明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

合併につき株券等提出公告

当社は、パナソニック電工東海株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十月一日までに当社にご提出ください。

平成二十三年八月二十九日

三重県津市野田字鎌切八五六番地

株式会社オームズ

代表取締役　立石　博之

合併につき株券等提出公告

当社は、株式会社神詫組と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年十月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月二十九日

香川県三豊市詫間町詫間五三八番地一

詫間運輸株式会社

代表取締役　詫間　正章

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社メヂカルフレンド社ホールディングスを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、平成二十三年九月三十日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年八月二十九日

東京都千代田区九段北三丁目二番四号

株式会社メヂカルフレンド社

代表取締役　小倉　啓宏

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である中村博康が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年八月二十九日

東京都港区南麻布二丁目一二番三号

アンディ・カンパニー・リミテッド

日本における代表者　中村　博康

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である和田隆作が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年八月二十九日

横浜市神奈川区栄町一〇番地三五ザ・ヨコハマタワーズ、タワーウェスト二七一〇

Armstrong World Industries H. K. Limited

日本における代表者　和田　隆作

限定承認公告

本籍川崎市幸区河原町一番地、最後の住所川崎市幸区河原町一番地河原町団地二―一〇四七

被相続人　亡　井上　三一

右被相続人は平成二十三年六月十八日死亡し、その相続人は平成二十三年八月十八日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十九日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号まもってあげたいビル四階　弁護士法人サガミ総合法律事務所

相続財産管理人本合優子

代理人弁護士　松本　素彦

限定承認公告

本籍愛知県弥富市西中地町中島四三番地一七、最後の住所愛知県名古屋市東区泉一丁目五番五号

被相続人　亡　中村　一弘

右被相続人は平成二十三年四月九日死亡し、その相続人は平成二十三年八月十七日名古屋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十九日

愛知県名古屋市東区泉一丁目五番五号

限定承認者　中村　佳未

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目五番三五号弁護士ビル二〇三・二〇四東合同法律事務所

右代理人弁護士　伊神　喜弘

限定承認公告

本籍京都府木津川市木津雲村二五番地、最後の住所京都府木津川市木津南後背一番地一〇七

被相続人　亡　横山　二郎

右被相続人は平成二十三年四月七日死亡し、その相続人は平成二十三年八月十八日京都家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十九日

京都府木津川市木津南後背一番地一〇七

相続財産管理人　横山　哲也

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十三年九月三十日をもって第二種金融商品取引業を廃止いたします。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

平成二十三年八月二十九日

大阪府大阪市北区梅田一丁目一番三号大阪駅前第三ビル三一階

株式会社アキムラ　シー・アイ・エックス

代表取締役　秋村　啓一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条第一項に基づき、優先資本金の額を金四千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表は平成二十二年十月二十一日付け官報の号外第二二一号一二四頁に掲載されています。

平成二十三年八月二十九日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

フランクフルトアセット特定目的会社

取締役　長縄　順一

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十三年九月十二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

特定資産の売却金、消費税の還付その他の方法で本特定目的会社が受領した金銭、又は減価償却により生じた余剰金から、必要費用を控除した後に残余金（以下「優先出資消却原資」という。）を優先出資社員に対して分配すること。

二、優先資本金の額の減少をする要件

資産流動化計画の計画期間中に優先出資消却原資がある場合、取締役が相当と判断すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

取締役が、適切と判断する時期

四、減少する優先資本金の額

金五千万円

五、消却する優先出資の種類及び口数

消却する優先出資の種類はすべての優先出資とし、その口数は五千万口とする。

六、消却の方法

本特定目的会社は、優先出資消却原資を上限とする一円の整数倍で取締役が相当と判断する額及び優先出資を消却する旨を、全優先出資社員に書面で通知し、消却を希望する優先出資社員が保有する優先出資の中から消却する。

七、消却に要する金額

金五千万円

平成二十三年八月二十九日

東京都千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内　全盛特定目的会社

取締役　藤田　収二

訂正公告

平成二十三年八月十一日（号外第一七五号）掲載の株券提出不能に対する異議申述公告中、青木茂子に係る住所「豊岡市緑丘四―六―二」とあるは「豊中市緑丘四―六―二」の誤りにつき、訂正します。

平成二十三年八月二十九日

東京都港区海岸三丁目二〇番二〇号

トリニティ・インベストメント株式会社

代表取締役　會田隆太郎

正　誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十三年八月一日公布厚生労働省令第百号（厚生労働省関係総合特別区域法施行規則）（原稿誤り）				
三一		終りから九	事項	事項及び資産の状況
平成二十三年八月一日（号外第百六十七号）公布国土交通省令第五十六号（救命艇手規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
三ページ下段様式中「（第１項）」は「（第１頁）」の、「（第２項）」は「（第２頁）」の誤り。				

◉号外　八月二十九日付第一八八号　九六ページ●同日付政府調達第一六二号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）